

平成26年第3回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成26年9月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年9月17日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年9月17日	10時21分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員		8番	大山勝代		10番	品川義則
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		こども課長	内山十郎	
	副町長	松田一也		健康福祉課長	熊本弘樹	
	教育長	大串和人		農林環境課長	松雪靖弘	
	総務課長	酒井英良		まちづくり推進課長	天本正弘	
	企画政策課長	木村司		会計管理者	天本政人	
	財政課長	城本好昭		教育学習課長	原博文	
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件（付託議案第31号議案）
- 日程第2 総務文教常任委員長報告（付託議案第32、33、35、36、37、38号議案）
- 日程第3 厚生産業常任委員長報告（付託議案第27、28、29、30、34、38、39、40、41号議案）  
討論・採決
- 日程第4 第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 第32号議案 基山町課設置条例の一部改正について
- 日程第9 第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 第34号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 第35号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 第36号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正について
- 日程第13 第37号議案 電子黒板の取得について
- 日程第14 第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 第39号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第40号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第41号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

去る12日より休会中の本会議を開議します。

11日の本会議の中で不適当な説明があり、松田副町長から取り消しの申し出がっておりますので、発言を許可します。松田副町長。

○副町長（松田一也君）

本会議11日の議案審議の中で、重松議員の入札に関する質問に際して、基山町の入札の正当性を強調したいが余り、他の自治体の入札手法に誤解を招きかねない発言をしてしまいました。ここに、その発言を撤回、取り消しさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 委員会の閉会中の継続審査、付託議案第31号議案の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

ここで総務文教常任委員長に申し出の理由について説明を求めます。品川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）

おはようございます。総務文教常任委員長の品川でございます。閉会中の継続審査の申出書を平成26年9月16日に鳥飼議長に提出いたしましたので、その説明をさせていただきます。

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 第31号議案 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定について
- 2 理 由 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例第13条に関して別途、委員会設置条例を制定し、委員会の所掌権限を明確にすべきであるとの意見が多かったため

どうぞよろしく願いをいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

説明が終わりましたので、継続審査申し出に対する質疑を受け付けます。重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

厚生産業常任委員会のほうに入っておりますので、総務文教常任委員会のほうでどのような議論がされたのかという点を含めて質問させていただきます。

1点は、それこそ理由として、「いじめ問題対策に関する条例第13条に関して別途、委員会設置条例を制定し、委員会の所掌権限を明確にすべきであるとの意見が多かった」というふうに理由が述べられております。

13条は、「町長は、」という言葉で始まりますし、重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは調査を行うことができるというふうに書いてあります。そうすると、この理由からすると、「別途、委員会設置条例を制定し、」というのがどのような意味なのか。

例えば、このいじめ問題対策に関する条例の第2条では、きちっと基山町いじめ問題対策委員会の設置の目的、理由が書いてあります。所掌事務についても書いてあります。そうすると、別に委員会を設置し、そしてこの委員会の所掌権限も明確にすべきというふうな捉え方になりますと、このいじめ問題対策について、教育委員会部局と町長部局と2つの委員会を設置するというふうな捉え方にも私のほうは理解しますけれども、この辺について審査の経過をよろしく願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

品川総務文教常任委員長。

**○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）**

重松議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、当委員会におきましては、本会議の審査内容も踏まえまして、担当の係長に出席いただき、また、休憩等を挟み、自由討議という形で、一条一条ではなく全体を通してこの条例が示すものを慎重に審査を行ったということを申し上げさせていただきます。

今お尋ねの第13条につきましてでございますけれども、言われましたように、第2条で「教育委員会」という文言が出てまいります。それ以降は委員会は教育委員会ということでありますけれども、13条において（重大事態等に係る対処）というところで、「町長」とい

うふうに唐突にこの文言が出てきております。この点に対して委員会の中では、この13条を「教育委員会は、」というふうに、これは1つの案でございますけれども、そういう意見がございました。

また、それにあわせて、ほかの市町においては、このいじめ問題対策委員会の条例につきましては委員会を設置しているところがほとんどであります。そういう状況も鑑み、委員会としては、重大な事態に対処するために、別途、委員会を町長部局で設置すべきではないかと、そういう条例を別途つくるべきじゃないかという意見が多数ございました。

執行部局と相当議論を重ねておりましたけれども、なかなか意見の一致を見ずに、こういう重要な案件に関しては継続審査という形になりますけれども、もっと慎重に、そして、いろんな研究をしながら、この条例について審査を行いたいという意見が委員会の中で占めておりましたので、今回、このような書類を提出することになりました。

**○議長（鳥飼勝美君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

私も、この辺は理解できる部分でもありますけれども、それこそ目的として、このいじめ問題対策に関する条例の中では、学校の内外を問わずに、いじめが行われないことを目的とするというふうに明確に書いてあります。

教育委員会部局だけでは対処できない重大事件の場合、例えば、家庭の問題も入る、または地域の問題も入る。そうすると、こども課も対策をしなければならない。いろんな問題が想定されるときに、町長が持っている権限をいかに使うのかと。これは別に委員会をつくらなければならないというわけじゃありませんし、基山町の課の中で、対策委員会を町長の権限でつくることができます。そうすると、そこをどのように保障していくのかというのが、私はこの13条かなというふうに実は思っていました。そこで、ちょっと見解に違いがありますけれども、これらについても少しまた継続審査の中で進められていくのかなというふうに思っています。

それで、1点はタイムスケジュール。というのは、当然、閉会中の継続審査という形ですので、12月議会までにはという形になると思います。先ほど、後からまた出てきますけれども、それに伴う補正予算の修正なんかがいろいろ出てきます。そうすると、これは審査する中でしかわからない面もあろうかと思っておりますけれども、タイムスケジュールがもしわかれば、

そこまで検討されているのがあれば説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

品川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）

我々も、その第1条の目的については非常に議論をしたところであります。ただ、実際にこの条例が出た背景がございます。そのことを深く鑑みておりますと、なかなか目的の条文でありますいじめ防止対策だけでは済む問題じゃないと思っております。

であるならば、重大事態が起きた場合という最悪の想定をしているわけですから、やはり町長部局もということで、委員会の中で意見が出ております。また、今後のスケジュールにつきましては、12月定例会までには修正案を提出したいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

お願いも含めて、非常に重要な問題であるにもかかわらず、今回の条例については、9月1日の全員協議会でも補足説明も何もしなしてぽんこの条例案が出てきただけということで、追加の資料も前日か何かに県の資料をばっと配付しただけということで、非常に我々、委員会としては、総務文教常任委員会でやっていただいておりますけど、初日の本会議の審議以外で、本当に系統立った町の説明を受ける機会は全くなかったわけです。

そういう意味で、本体のいじめ対策推進法案の条例の解釈の問題と、今回の基山町に関する条例の位置づけの問題とか、もっときちっと整理して説明いただく場ということで、時間をかけて継続審査していただくと。大変結構なことだと思いますので、その途中途中で全員協議会なりで我々も報告なり意見を言える場をとらせていただきますよう、よろしく願いをしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。総務文教常任委員長からの申し出のとおり、第31号議案は閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続

審査とすることに決定しました。

### 日程第2～3 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

#### ○議長（鳥飼勝美君）

日程第2．総務文教常任委員長報告、日程第3．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。品川総務文教常任委員長。

#### ○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

第32号議案 基山町課設置条例の一部改正について

第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第35号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

第36号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正について

第37号議案 電子黒板の取得について

第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、9月11日付付託された上記の議案を審査の結果、第32、35、36、37号議案は原案を可決すべきもの、第33、38号議案は一部を別紙のとおり修正すべきものと決定をいたしました。会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、第33、38号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

#### 記

第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第31号議案を閉会中の継続審査を要するものと決定いたしましたので、第33号議案に第31号議案にかかわる部分があるため修正案を提出することにいたしました。

第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳入全般及び歳出所管分  
歳入

（1款1項2目1節） 法人税割額2,992万3,000円

法人税割額当初予算額の14%の更正額2,992万3,000円についてただしたところ、佐賀県の平成25年の法人県民税は6.6%の増、法人事業税は18.1%増で金融と建築関係で回復が見られているが、一方町内では企業によって浮き沈みがあった。平成24年度法人税割額決算額1

億5,151万1,000円は近年にない額であり、平成25年度も補正段階では運送業・製造業関連の高景観があった。しかし、平成26年度にはその業種等が落ち込み、当初予算は前年度の状況を考慮して見込み額を大きくしていたのが今回の更正の要因だとの説明を受けました。

歳出

(7款1項1目13節) 中小企業等経営力改善事業委託料310万3,000円

中小企業等経営力改善事業の補正内容についてただしたところ、町内の中小企業を対象に専門家を派遣することにより、中小企業等の活性化を図り、雇用拡大や処遇改善へつなげるため、支援事業者を12事業者程度追加する。支援を受ける事業者の募集については商工会を通して行うとの説明を受けました。

(10款1項2目1節) 報酬2万9,000円

第31号議案を閉会中の継続審査を要するものと決定したので、修正案を提出することにしたしました。

(10款4項3目8節) 講師等謝礼14万9,000円

講師等謝礼14万9,000円についてただしたところ、基肄城築造1350年事業の創作劇「こころつないで」の劇中に今回太鼓を使うので、太鼓の指導をおごおり七夕太鼓白鷺会にお願いしているとのこととあります。また、御神幸祭の獅子組にも出てもらうための関連経費であるとの説明を受けました。

第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する修正案でございます。

第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本則を次のとおり修正をさせていただきたいと思っております。

別表循環バス検討委員会委員の項を削る。

第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算(第3号)に対する修正案でございます。

第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算(第3号)の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

10款1項教育総務費を2万9,000円更正いたしまして、補正予算額が833万8,000円、補正後の予算額が5,623万3,000円、総額として7億7,440万8,000円でございます。

14款1項予備費、補正前予算額1,493万円、補正予算額183万8,000円を2万9,000円更正いたしまして、180万9,000円とさせていただきます。予備費の補正後予算額1,309万2,000円を

1,312万1,000円とさせていただきます。

歳出の合計は変更ございません。

たどたどしい説明で申しわけございませんけど、よろしく願いをいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、厚生産業常任委員会委員長の審査報告を求めます。重松厚生産業常任委員長。

**○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）**

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
制定について

第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について

第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の制定について

第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に  
ついて

第34号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）中付託分  
歳出所管分

第39号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第40号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第41号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）

本委員会は、9月11日付付託されました上記の議案を審査の結果、第27、28、29、30、34、38、39、40、41号議案は原案を可決・承認すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第27、29、38号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
制定について

新たな事業者が参入する場合の利用料金、時間帯、定員についてただしたところ、条例で定める最低基準以外は、各事業者ごとに定められるとの説明を受けた。

専用区画の面積が児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないという設備の基準の関係で、ひまわり教室、コスモス教室の現状についてただしたところ、ひまわり教室は1人当たり1.79平方メートル、福祉交流館のひまわり教室は1.3平方メートルだが大会議室を借用しているので3.8平方メートル、コスモス教室は3.27平方メートルとの説明を受けました。

支援員の資格についてただしましたところ、支援の単位ごとに2人以上の支援員はできたら有資格者にしたいとのことでした。2年以上放課後児童健全化事業に類似する事業に従事した者で町長が適当と認めれば有資格者になれる。従事する者は佐賀県知事が行う研修を修了しなければならない。

当委員会としては、希望する者が全員研修を受講できるように、近辺での開催を要望いたしました。

現在の放課後児童クラブの指導員の賃金は無資格で時給865円、主任指導員は時給890円ですが、4月以降の放課後児童クラブの賃金についてただしましたところ、有資格者と無資格者の2本立ての採用と19時までの勤務に対する賃金についても検討したいとの説明を受けました。

#### 第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

今後の特定教育・保育事業で、施設の必要量と利用の供給量についてただしましたところ、平成29年度がピークになる。施設の必要量は総枠では適量だが、3歳未満児の受け入れ態勢に不安があるとの説明を受けました。

特定教育・保育施設で利用定員の総数を超える場合についてただしましたところ、保育の必要性の認定に関する基準を定める条例で優先利用が定められていますが、それをもとに各施設が選考して町が調整及び要請を行い、各施設はこれにできる限り協力してもらうことになるとの説明を受けました。

第27・28・29・30号議案については、国の子ども子育て支援法の公布に伴い、基山町も条例の整備を行い、平成27年4月1日施行に伴う条例制定ですが、消費税の改定の条件や施行規則の未制定など施行に不明確な点が多い点を指摘しています。

当委員会としては、実施に当たっては保護者・事業者に十分説明を行い、施行に関して混乱が起きないように強く要望いたしました。

第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）中付託分歳出所管分

歳出

（2款1項6目19節） 鉄道駅（けやき台駅）バリアフリー化設備整備費補助金7,100万円

J R けやき台駅をバリアフリー化するために、上下線にエレベーターと多機能トイレを設置することに関して、設計・施工・管理についてただしましたところ、予算総額は2億1,300万円で上下線のエレベーターとも11人乗り、エレベーター・多機能トイレとも J R が設計・施工を行い、維持管理も J R が行うとの説明を受けました。

自由通路のバリアフリー化についてただしましたところ、地域公共交通活性化協議会でも議論を行い、27年度に設計・施工ができるように協議したとの説明を受けました。自由通路のエレベーターも J R 軌道から8メートル以上離れていますが、駅舎と一体になっているため、設計・施工を J R にお願いし、維持管理は町が行うことになる。工事費約1億円は町負担で、内訳は国の補助5,500万円、町負担4,500万円になるとの説明を受けました。

自由通路の国道側にエレベーター設置の予定と今後の課題についてただしましたところ、自由通路のバリアフリー化が完成するのは国道側にもエレベーターの設置が必須と考え、利用者が多い小郡市・筑紫野市にも協力のお願いをしている。2市1町で国に要請をしていけるようにしたいとの説明を受けました。

当委員会としては、自由通路のバリアフリー化と J R のバリアフリー化が同時期に完成・利用できるようになることを強く要望いたしました。

これをもちまして、厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの各常任委員長の報告に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論、採決を行います。

日程第4 第27号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第27号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については可決されました。

#### 日程第5 第28号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5. 第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第28号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定については可決されました。

#### 日程第6 第29号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。大変お疲れさまでございます。松石信男でございます。

第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を簡単に行いたいと思います。

皆さん御存じのように、今議会に提出されました子育て4議案は、いずれも来年4月から子ども・子育て新制度の施行に伴い、基山町で子育て支援を実施するための具体的な基準や実務を定めるものであります。財源は、消費税の10%引き上げであります。

この新制度は、介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点とする現金給付の仕組みへの変更でございます。

市町村は、保育の契約に介入することができないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることとなります。新制度では保育園、幼稚園、認定こども園などの施設型、これは定員20人以上ですが——に加えまして、新たに地域型保育の小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育——これは事業所内の一部を除き定員19人以下でございますが、これが新たに導入されます。

定員規模が小さいことを理由にして、認可保育所などに比べて保育者の資格要件の引き下げなどが国の基準に盛り込まれ、その結果、施設、事業によって保育に格差が持ち込まれました。

一般質問でも申し上げましたが、私はこの新制度の実施によって、子供の命と安全は確保されるのか、子供たちの発達にとってよい環境が保障されるのか、保護者の負担はどうなるのかなどの観点で審議に臨んでまいりました。私の質問に対して、こども課長の丁寧な答弁がありました。

しかし、私は現在の基山町の保育事業が後退する危険性、保育の質が低下することがあり得るのではないかと心配をどうしても払拭することはできませんでした。

以下、その心配の理由を3つほど述べたいと思います。

まず、1つ目の心配でございます。

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子育て支援法が定める認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業などの運営について定める条例であります。

この条例では、入所が保護者と施設との直接契約となる中で、施設に対し保育の提供拒否禁止は当然求めるにいたしましても、利用定員を超えた場合には、施設が入所契約相手を選

考することになる。つまり、選ぶこととなります。施設と保護者間のトラブル、障害者や過去に保護者が保育料を滞納したことがある子供が排除されないか、心配があります。

2つ目の心配です。

保育施設が保育の質を上げるとして、英語や海外音楽、体育教室など、いわゆるオプション教育を取り入れた場合は保育料の上乗せ徴収ができますが、これが保護者の同意が前提と言いながらも、同じ保育施設に通っているにもかかわらず、保護者の経済的条件によって子供たちへの格差が生まれ、低所得者ほど負担増になる心配があります。

3つ目の心配です。

保育中の死亡事故など起きた場合の対応と再発防止について、町の事故調査等再発防止策は記述されておりますけれども、第三者機関の設置についての規定がありません。

いじめ問題では、基山町は第三者委員会を立ち上げる予定ですが、私は保育中に重大事故が起きた場合も第三者機関を設置して、許認可権限を持つ町の事故調査を検証して抜本的な防止策をとる必要があるということを提案したいと思います。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第29号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については可決されました。

#### 日程第7 第30号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定についてに対する討論を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

次に、第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。簡単に反対討論を行いたいと思います。

この条例は、家庭的保育事業等の保育士などの配置や運営の基準にかかわる条例でございます。最大の問題点は、一般質問でも申し上げましたように、保育士の配置と資格であります。この条例では、3歳未満児を対象に、定員が1人から19人の小規模保育を新たに基山町が認可しますけれども、全員保育士資格が必要なのは、分園型のA型と事業所内保育の定員20人以上だけであって、定員19人以下の事業所内保育と小規模保育のB型は、保育士資格は2分の1、C型と家庭的保育、居宅訪問型保育事業は、保育資格はゼロとなっていることでございます。保育士資格を持たない人は、町の研修を受ければ保育士と同等とみなされ、認可保育所などとは大きく違う要件となっていることでございます。

よく三つ子の魂百までと言われますように、3歳までの生育環境はその後の人生にとってとても大切な時期であり、大きな影響を与えられていると言われております。

この障害児を含む3歳未満児の保育の質の低下を私は大変心配しているところでございます。また、保育中の重大事故は圧倒的に3歳未満児で起きています。

ちなみに、この保育士の国家試験科目は、全部で9科目あります。紹介しますと、社会福祉、児童家庭福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育原理、教育原理、社会的養護、保育実習理論であります。これらを2年から4年かけて学校で学び、国家試験に合格しなければなりません。

このように、国家資格と研修の中身では格段の違いがあるのではないのでしょうか。ですから、保育に当たる事業者には、国家資格である保育士配置を要件にすべきであって、子供の数が少なれば保育士資格がなくてもよい、または半分でよいという考え方は、私は間違いだと思うわけであります。

保育士配置ゼロは、子供の発達と安全にかかわる大きな問題です。保育士以外を保育者として配置すべきではないということを申し上げまして、議員各位の御賛同をよろしく願います。

これで反対討論といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第30号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については可決されました。

#### 日程第8 第32号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 第32号議案 基山町課設置条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第32号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第32号議案 基山町課設置条例の一部改正については可決されました。

#### 日程第9 第33号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第33号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は修正可決です。まず、本案に対する総務文教常任委員会から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。

次に、ただいま修正可決された部分を除く原案についてを採決します。

修正案を除く部分を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については修正可決されました。

#### 日程第10 第34号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 第34号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第34号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第34号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については可決されました。

## 日程第11 第35号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 第35号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第35号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第35号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については可決されました。

## 日程第12 第36号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 第36号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第36号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第36号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正については可決されました。

## 日程第13 第37号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 第37号議案 電子黒板の取得についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第37号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、第37号議案 電子黒板の取得については可決されました。

#### 日程第14 第38号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第38号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は修正です。また、厚生産業常任委員長の報告は可決です。まず、総務文教常任委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正を除く部分を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。修正を除く部分は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 第39号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 第39号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第39号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第39号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

日程第16 第40号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 第40号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第40号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第40号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

日程第17 第41号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 第41号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第41号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第41号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午前10時21分 散会～